

甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）に基づく重度心身障がい者医療費助成事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	甲斐市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）に基づく重度心身障がい者医療費助成事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1（第4条関係）第3の項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）に基づく重度心身障がい者医療費助成事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第1条	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進を図る）とともに、（障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。	この条例は、（重度心身障がい者）が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度心身障がい者の（福祉を増進すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第6条の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号1	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第1号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号2	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第2号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
利用特定個人情報3		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号13	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第3号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号14	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第4号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号15	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第5号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号16	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第6号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
-------	------------------------	--

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号d	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第7号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例施行規則第2条（様式1号）
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第9条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第9条の規定による申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号1	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第1号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号12	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第2号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号13	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第3号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号14	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第4号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号15	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第5号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
-----------------	-------------------------	-------------------------

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号46	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第6号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項4号4	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第2項第7号 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例第2条第3項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	重度心身障がい者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	重度心身障がい者等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

保護評価書のURLリンク

https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%94%B2%E6%96%90%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=24&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=24&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2